

# 児童虐待死亡事例等検証報告書

(第6次答申)

令和8年3月

千葉県社会福祉審議会

# 目 次

はじめに	1
1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
第1章 検証事例	3
1 事例の概要	3
2 家族構成等（事件発生当時）	4
3 関係機関の関与状況	5
第2章 本事案に対する関係機関の検証について	13
第3章 対応状況と課題	14
1 傷、あざ等の見立てに関するアセスメント	14
2 要保護児童対策地域協議会の意義や重要性についての認識	17
3 保育所の利用手続きにおける児童虐待予防の視点の重要性	18
4 保護者が求める支援の在り方	19
5 転居事例のケース移管における早期の情報共有	20
6 援助方針検討にあたっての会議運営	22
第4章 提言（改善策）	24
おわりに	27
委員名簿	28
検証経緯	29

## はじめに

- 千葉県では、過去の児童虐待死亡事例検証に関する答申を踏まえ、児童相談所（以下「児相」という。）の体制強化や、児相職員の業務改善などの取組を進めてきたが、令和5年7月、A市で児相及び関係機関が関与していた0歳男児が亡くなるという大変痛ましい事件が発生した。  
本事例は、後述するように逮捕された母親が不起訴となっており、虐待による死亡とは断定できないが、経過を追っていくと、支援の課題や改善点が浮かび上がることから、検証すべき重大事例として、知事から千葉県社会福祉審議会へ諮問されることとなった。
- 諮問を受けた当審議会では、審議会の下に設置している社会的養護検討部会児童虐待死亡事例等検証委員会（以下「検証委員会」という。）に検証を委ね、それを踏まえて答申を行うこととした。
- 検証委員会では、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号（令和7年3月28日付けこ支虐第126号により改正））（以下「国通知」という。）」等を基に検証した。
- 本提言について、県として、また、対応にあたる児相をはじめ関係機関において、速やかに具体化に向けた取組に着手されたい。
- なお、検証は、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処分を目的とするものではなく、事例の発生に至った要因の分析等を通じて、再発防止策の検討及び提言を行うことを目的としていることを申し添える。

## 1 検証の目的

第三者的立場である外部専門家で構成する検証委員会において、児相をはじめ関係機関の対応状況など客観的事実の把握と発生要因などの分析を行った上で、具体的かつ実効性のある再発防止策を検討し、今後の対応に寄与することを目的とした。

## 2 検証の方法

### (1) 事実確認及び論点の整理

本事案に関わりのあった児相や市関係機関から資料の提出を求め、事実経過等を具体的に把握し、論点の整理を行った。

### (2) 関係機関に対するヒアリング

県及びB市の児相、A市及びB市の関係機関が関わっていたため、各機関の関係職員に協力

を依頼して、可能な限りヒアリング調査を実施した。

### (3) 課題の整理及び提言（改善策）の検討

ヒアリング調査等により、児相、市関係機関の対応状況、課題を整理した上で、再発防止のための提言（改善策）を検討した。

### (4) プライバシーに対する配慮等について

本事案は、逮捕された母親が不起訴となり、公判によって新たな事実が判明することがなかった。また、児童虐待による死亡事案と断定もできないことから、プライバシーに対し特に配慮する必要があった。そこで、本報告書をまとめるに当たっては、本児の支援に関わる必要な事実を中心に抽出、記載した。こうした背景から、検証報告書として限界があることを申し添えたい。なお、個人を特定できる情報を削除するなどプライバシーに対する配慮をした。団体名等についても、特定しないよう記号化し表記した。

### (5) 検証における A 市及び B 市との連携について

本事案は、県の児相だけでなく、A 市の行政機関、そして、B 市の児相及び行政機関が関わっていたため、A 市及び B 市においても、それぞれの検証委員会で、所管する機関の対応について検証を行った。

死亡事例等の検証に当たっては、市町村や児相など、関係機関が再発防止策を検討する観点から独自に検証を行うことも重要とされており、特に、児相を設置している B 市については、児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項及び第 16 条の規定により、重大事案に対し自ら検証を行う責務が課されていることから、本事案については、それぞれの検証委員会において、検証が行われている。

県としては、県、A 市及び B 市の 3 者が同一事案を取り扱うことから、全体を俯瞰し、事実関係や課題に矛盾がないよう調整しながら、検証を進めた。

具体的には、県、A 市及び B 市の 3 者において、経過記録等の事実関係の基礎となる資料の共有や、関係機関へのヒアリングの調整、事務局間での会議の開催など、連携を密にしながら検証を実施した。

## 第1章 検証事例

### 1 事例の概要

- 0歳11ヶ月の男児（以下、「本児」という。）は、令和4年8月25日に出生したが、妊娠35週まで妊婦健診未受診等の理由により、ネグレクトの疑いの通告があり、B市C児相は、8月30日に本児を一時保護した。なお、母は、この一時保護について、開始時には同意していた。
- 父母は、令和4年9月頃に、B市からA市に転居した。このとき、本児はまだ一時保護中であった。
- 本児は、令和5年4月1日に保育園に入園した。また、令和5年4月12日、本児の一時保護が解除された。
- B市C児相と県D児相は、令和5年4月25日からケース移管協議を開始し、令和5年6月7日にケース移管を完了した。
- 父母は、令和5年6月6日にA市内で再び転居した。それに伴い、本児は保育園を退園した。
- 令和5年7月26日、本児がA市内の医療機関に救急搬送され、その後、死亡が確認された。死因は不明であった。なお、本児には、頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などの受傷が確認された。
- 令和6年7月10日、本児に対する傷害及び傷害致死の疑いで母が逮捕された。
- 令和6年7月31日、母は処分保留で釈放され、以降、在宅での捜査が継続された。
- 令和7年8月22日、千葉地検は母を不起訴とした。

2 家族構成等（事件発生当時）

(1) 本児 0歳11ヶ月

(2) 居所 A市

(3) 家族構成

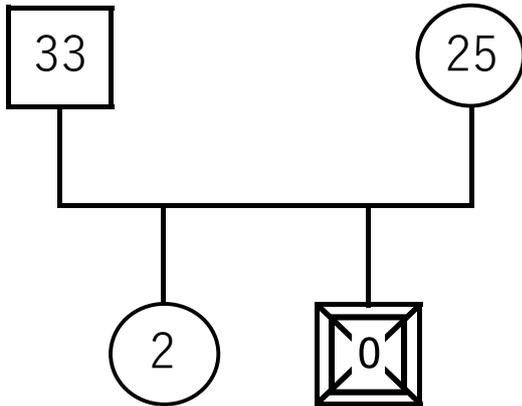
父 33歳 無職

母 25歳 無職

姉 2歳

本児 0歳11ヶ月

【事件発生当時のジェノグラム】



※本事案は母が不起訴になったことに鑑み、当該家族のみをジェノグラムに記載している。

### 3 関係機関の関与状況

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和4年8月10日		B市E区保健福祉センター	○保健師が家庭訪問。 ・母へ妊娠について問うも、「太っただけ。お菓子を食べ過ぎちゃって」と答える。 ・母子手帳が未交付であることを確認。
令和4年8月25日	本児出生		
令和4年8月30日	本児の一時保護開始	B市C児相	○本児を一時保護（H乳児院へ一時保護委託）。 ・妊娠35週まで妊婦健診など未受診。 ・ネグレクトで通告受理。 ・一時保護について母の同意を得る。
令和4年8月31日		B市E区保健福祉センター	○家庭訪問。 ・父母在宅。 ・母は、B市C児相から子育てできる環境が整うまで解除できないと説明があったと話し、「こどもを児相にとられちゃいました」と泣いている。 ・父から今度予定の転居先はA市内と聴取。
令和4年9月上旬	B市からA市へ父母転居（住定日は9月13日）		
令和4年9月6日		B市C児相	○母へ家庭訪問予約のため電話連絡。 ・母よりA市に転居した話が出た。
令和4年9月9日		B市E区保健福祉センター	○母へ電話連絡。 ・A市の母子保健担当部署に支援を依頼することについて了解を得る。
令和4年9月14日		B市C児相	○母へ家庭訪問予約のため電話連絡。 ・母は「何しに来るのか」と強めの口調で拒否するが、育児環境の確認する旨伝えると了承。 ・新住所について、「B市E区保健福祉センターの保健師に知られてほしくない。本当は誰にも関わってほしくなかった。話を聞いてくれるのはありがたいけど、いきなり家に来られたりして、プライベートを監視されているようで嫌だった」と話す。 ・一時保護について、「児相に預けたくなかったが、周りが勧めて連絡したら一時保護になった。保護には納得していない。なんで大事な時期を一緒に過ごせないのか。健診未受診だったから一時保護されたというが、気づかなかつたから仕方ないじゃないですか。なんで子育てのことに口出しするのか」と話す。
令和4年9月21日		B市C児相	○家庭訪問。 ・母のみ在宅。 ・室内はある程度片付いていたが、様々な生活用品が乱雑に置かれていて、養育環境に課題を感じる。 ・母は保育園入園等を拒否。 ・支援体制が整わない状態で一時保護解除はできない旨伝えると、「解除のために保育園への入園が必要なら探すしかない。手続きは自分でやる」と話す。 ・母は一時保護への不満や、児相は信用できないと話す。
令和4年9月30日		A市児童福祉担当課	○B市E区保健福祉センターから、一時保護している当該世帯がA市へ転入したとの情報提供を受ける。
令和4年10月3日		B市E区保健福祉センター	・B市C児相から「母が関係者に対して全面拒否の状況であり、解除の目処は立っていない」ことを担当保健師が確認。 ・（継続的に支援するため）母子保健部門の引継ぎは先に進めていくことをB市C児相と共有する。
令和4年10月5日		B市E区保健福祉センター	○A市D保健センターへ電話連絡。 ・A市へ継続支援依頼文書を送付する旨を伝える。
令和4年10月11日		B市C児相	○母へ電話連絡。 ・母は、本児の面会を希望し、父の休日に予定したいと話す。 ・保育園申請のために児相からA市へ情報提供してよいか提案するも、母は専業主婦で保育園に入れないと拒否する。
令和4年10月13日		B市E区保健福祉センター	○A市D保健センターへ継続支援依頼文書を送付。
令和4年10月17日		A市D保健センター	B市E区保健福祉センターから継続支援依頼文書を収受する。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和4年10月19日		B市C児相	○面会調整のため母へ電話連絡。 ・一時保護が2か月を超えるため、延長の同意を打診。母は、「(同意を)するわけがない。その場合、家庭裁判所へいくことは知っている」と話す。
令和4年11月7日	父母の入籍		
令和4年11月8日		B市C児相	○本児の33条審問。 ・父母は出席したが、B市C児相職員の同席を拒否。 ・家庭裁判所から父母の発言内容がB市C児相に伝達され、保育園等の利用には前向きな姿勢を示し、A市の支援は受け入れる意思があることを確認する。 ・保育園の申込みや児相からの連絡に父母が応じるなどの発言もあった。
令和4年11月22日		B市C児相	○一時保護解除前の家庭訪問。 ・父母在宅、室内は片付いている。 ・本児の予防接種について、予診票及び委任状のサインを父母に依頼するが、父から「自分は予防接種を全く受けていないが、困ったことは一度もない。児相には不感感しかない」と拒否する。 ・父は、「B市C児相との関わりを早めに終え、県D児相へ切り替えたい。B市と関わることの精神的負担も考慮してほしい」と話す。
令和4年11月28日		A市保育関係課 (B市C児相)	○父母来所。 ・B市C児相職員が同席の上、本児の保育園入園申請手続きを行う。
令和4年12月5日		B市E区保健福祉センター	○A市児童福祉担当課へケース移管依頼の文書を発出する。
令和4年12月7日		A市児童福祉担当課	○B市E区保健福祉センターからケース移管。
令和4年12月9日		B市C児相 A市D保健センター A市児童福祉担当課	○個別ケース検討会議。 ・本児について、出生体重は小さめだが、健康上特段の配慮は要しない。 ・保育園やA市の保健師、A市児童福祉担当課の訪問等により、養育状況を確認しつつ、育児に関する助言を適宜行っていく。児童虐待が疑われる場合は児相等へ通告を検討することを確認。 ・父母は保育園利用について、必要性を感じていないが、一時保護解除の要件であると認識。 ・近隣の保育園は、待機児童が多く、入所見込み時期は4月としばらく先となる。 ・母は、養育力に課題があると思われる。 ・当該家庭の今後の支援について、保育園利用につなげられるよう、B市C児相からA市へ保育園利用に係る通知を発出する。本児が適切に養育されているか、関係機関が定期的に家庭訪問するなどにより見守る。父母の養育力を補えるよう、適宜養育に資する助言をしたり、社会資源の利用を促すことを確認する。 ・保育園利用開始までは、月1回程度の訪問を実施していくこととした。
同日		B市C児相	○本児の一時保護延長承認の審判。
令和4年12月13日		B市C児相 A市児童福祉担当課	○B市C児相とA市児童福祉担当課で家庭訪問実施。 ・室内は片付けられており、乱雑さや不潔さはない。誤飲につながるようなものはなく、室温も高い。
令和4年12月21日		A市児童福祉担当課	○家庭訪問。 ・母は急な仕事のため不在。
令和4年12月26日		A市D保健センター	○家庭訪問。 ・父母在宅。 ・母は最初は無機嫌な態度であった。 ・室内乱雑さはなし。
令和5年1月4日		A市福祉相談窓口	○母から電話連絡。 ・「収入面が不安なため、自分が仕事を再開した。何か手当等はあるか」との相談があり、確認の上、折り返し連絡するとした。
令和5年1月5日		A市福祉相談窓口	○母へ電話連絡。 ・手当がもらえない、又は支給されたが生活が苦しいという場合はまた相談するように伝える。
令和5年1月6日		A市福祉相談窓口	○母へ電話連絡。 ・緊急支援としてフードバンクから支援可能の旨を伝え、母は希望する。 ・併せて両親・親族へ支援を依頼してもらおうこと、家計を含めた今後の支援方針を話し合いたいと伝える。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和5年1月10日		A市福祉相談窓口	○フードバンクへ3か月間の食料支援を依頼する。
令和5年1月17日		A市福祉相談窓口	○母へ電話連絡。 ・フードバンクから食料が届いた。 ・母がコロナに感染し、細かい話ができなかったため、体調回復後、電話・メールで連絡するよう伝える。
令和5年1月20日		A市児童福祉担当課	○母から電話連絡。 ・母の体調不良により家庭訪問キャンセルの申出がある。
令和5年1月25日		A市福祉相談窓口	○母へ電話連絡。 ・来所が難しければ訪問もできることを伝えると「夫と相談する」とのこと。
令和5年1月27日		A市児童福祉担当課	○母から電話連絡。 ・引き続き母は体調不良であった。 ・2月1日の家庭訪問を約束する。
令和5年2月1日		A市児童福祉担当課	○家庭訪問。 ・玄関を開けた状態で母と面談を実施。 ・母は困っていることはない話す。
令和5年2月6日		A市福祉相談窓口	○母へ何度か電話連絡。応答しないため、メールを送信する。 ・近況の確認と、今後はメールでのやりとりも可能と伝える。
令和5年2月7日		A市福祉相談窓口	○母からメールを受信する。 ・仕事中は電話に出られないため、今後はメールでやりとりしたいとのこと。
令和5年2月8日		A市児童福祉担当課 (A市福祉相談窓口)	○A市福祉相談窓口から電話連絡 ・母との相談内容を共有する。 ・A市福祉相談窓口が母に他の機関に相談していないか確認したところ、「相談しておらず、子育てについても悩みはない」との回答であったとのこと。
同日		B市C児相 (A市児童福祉担当課)	○A市児童福祉担当課から電話連絡。 ・A市相談員から、「1月初めに、A市福祉相談窓口に母から、経済的に困っているとの相談があったこと」「3か月分のフードバンクの申請をしたこと」「同相談窓口に、B市C児相のかかわりがあることを伝えていること」などを報告する。
令和5年2月10日		A市保育関係課	○本児の保育園入園を決定し、自宅へ通知を郵送。
令和5年3月1日		A市福祉相談窓口 (B市C児相)	○B市C児相から電話連絡。 ・本児は、早ければ3月下旬に一時保護解除の予定で、自宅に帰る見込みであるとのこと。 ・当該家庭に対し、継続して経済的な面での見守りを依頼される。
令和5年3月2日		A市D保健センター	○家庭訪問。 ・母が仕事のため不在。
令和5年3月16日～24日		B市C児相	○本児の外泊実施。 ・父母らが胃腸炎により体調を崩したため、外泊中の家庭訪問は中止となる。 ・外泊後に不審な傷、痣や世話が行き届いていない状況は確認されなかった。
令和5年3月16日		A市福祉相談窓口	○母からのメールを受信する。 ・フードバンクによる支援へのお礼と、父の健康状態は可もなく、不可もないという内容。 ・家計状況の話をしたいため、来所又は訪問での面談を提案するも、これには返信なし。
同日		F保育園	○入園説明会のため来園。 ・園の決まりごと等を説明。
令和5年3月24日		A市福祉支援担当課	○福祉支援申請のため来所。 ・父が休職していること。 ・令和4年11月から母は就労している、との情報を聴取する。
同日		A市児童福祉担当課 (F保育園)	○F保育園から電話連絡。 ・B市C児相からF保育園へ情報がなかったとのことで、A市児童福祉担当課が、同保育園に、これまでの経緯等を説明する。 ・保育園の面接では、父母から一時保護等の話は出てこなかった。 ・保育園入園に当たっての説明会では、病院受診で予定が合わない、具合が悪いからとの理由で2回キャンセルとなった。
令和5年3月28日		A市福祉支援担当課	○家庭訪問。 ・福祉支援開始に係る調査に対し、父母ともに協力的であった。 ・他に特段目立った点はなし(猫2匹の飼育を確認)。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和5年3月30日		A市児童福祉担当課 (B市C児相)	○B市C児相から電話連絡。 ・本児が3月31日から長期外泊予定となっており、問題がなければ4月中旬に一時保護解除となる見込みであるとの情報提供を受ける。
令和5年3月31日	本児の長期外泊開始(～4月12日)	B市C児相	○本児の長期外泊開始(～4月12日)
令和5年4月1日		F保育園	○本児が保育園に入園(4月3日から慣らし保育利用)。
令和5年4月4日		B市C児相	○家庭訪問を実施。 ・父の病状悪化に伴い福祉支援を申請したことを把握。 ・当面の生活が難しいような事は見受けられず、不安が取り除かれたとして一時保護解除を検討。 ・本児の頬にひっかき傷が見受けられるが、父によると「自分でひっかいてしまった」とのこと。
令和5年4月5日		F保育園	○本児の頬にひっかき傷があることを確認。 ・母から「食事準備中に姉がやった。姉にも傷があり、お互いやりあった」と聴取。
同日		A市福祉支援担当課 (B市C児相)	○B市C児相から電話連絡。 ・本事案について、児相が関わっている旨、説明。 ・A市福祉支援担当課によると「4月中には福祉支援の可否が決まる」とのこと。 ・福祉支援が決定したらB市C児相まで一報いただきたい旨依頼。また、それをもって、ケース移管の関係者会議にA市福祉支援担当課も声がけするか相談したい旨伝える。
令和5年4月7日		B市C児相 (県D児相)	○ケース移管にかかる事前連絡。
令和5年4月11日		B市C児相 (A市児童福祉担当課)	○A市児童福祉担当課から電話連絡。 ・B市C児相の4月4日の家庭訪問で、本児と父母は落ち着いて生活できている様子だったこと。家庭の状況を踏まえ、4月12日に判定会議を行い一時保護解除及び県D児相へ移管予定であることを伝える。
令和5年4月12日	本児の一時保護解除	B市C児相	○本児の一時保護解除。
令和5年4月13日		A市福祉支援担当課 (B市C児相)	B市C児相から架電。 ・昨日付けで本児の一時保護を解除したと聞き取る。福祉支援について、本日決定したと伝える。
令和5年4月14日	福祉支援受給	A市福祉支援担当課	○父母、本児が来所。 ・父が休職していた職場を退職したことを確認する。 ・当該家庭が生活する住居は、家賃が支援の対象となる基準額を超えていることを説明するが、猫2匹を飼育しているため、物件が見つからないとのこと。
令和5年4月19日		F保育園 (A市児童福祉担当課)	○A市児童福祉担当課から電話連絡。 ・直近の本児の様子を説明。 ・傷癒はなく、衛生面でも気になる様子はない。
令和5年4月25日		県D児相 (B市C児相)	○B市C児相から移管協議の電話連絡。 ・「F保育園に登園確認してほしい」旨を依頼し、B市C児相がF保育園に確認。概ね毎日通園し、本日も登園を確認したとの連絡がある。
同日		県D児相 (B市C児相)	○受理会議。 ケース移管協議開始を決定。 ・本児はネグレクトで、継続指導中の移管。 ・ネグレクトが発生した背景について、B市C児相にアセスメントを確認。 ・支援者の確認をしつつ、関与の目的を整理して、順調であればA市への送致も視野に入れることを検討。 ・B市C児相へ受理会議した旨電話連絡。
令和5年5月8日		F保育園	○本児の顔等に傷があることを確認する。 ・母から「ベッドについているおもちゃが落ちて当たってしまった」と聞き取り。 ・念のため本児の傷を写真に残す。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和5年5月9日		B市C児相 (県D児相)	○ケース移管の事前協議 ・ケース票、児童記録票をもとに事前協議を実施。 ・父親親族情報等を追加で提供を依頼される。 ・5/18に個別ケース検討会議を実施し、同日に同行訪問を予定する。
同日		B市C児相 (F保育園)	○F保育園に電話連絡。 ・本児登園状況についてF保育園に確認する。 ・保育園から、「本児の顔等に複数の傷あざを確認したこと」「傷あざの写真が撮ったこと」「母親は、あざについて、『ベッドについているおもちゃが落ちて当たってしまった』と説明していること」「あり得ない話ではないが、これまでの経緯を鑑みると怪しくもあること」等の報告を受ける。 ・B市C児相は当該写真の確認はしなかった。
同日		B市C児相 (A市D保健センター)	○A市D保健センターに電話連絡。 ・本児の近況を共有し、本児の顔にあざがあったことを伝える。 ・近々の訪問時に、家庭内の環境について確認してもらえないか、依頼する。
令和5年5月15日		F保育園	○本児の顔に傷があることに加え、腹や背中に湿疹を確認。 ・母から「傷は気づかなかった。湿疹は様子を見る」とのことだった。 ・念のため本児の傷を写真に残す。
同日		A市D保健センター	○母へ電話連絡するもつながらず。
同日		F保育園	○本児の腹や背中に湿疹が継続していることを確認。 ・母に医療機関の受診を勧める。
令和5年5月17日		F保育園	○母から受診のため欠席の連絡。 ・母から「受診時すでに湿疹がなくなっていたため、『あせも』との診断だった」との連絡あり。
同日		B市C児相	○母から電話連絡。 ・A市内で転居する旨の話を受ける。
同日		A市児童福祉担当課 (A市福祉支援担当課)	○当該家庭の情報共有。 ・A市福祉支援担当課の家庭訪問時は、家の中は不衛生な様子はなかった。
令和5年5月18日		県D児相 B市C児相 H乳児院 A市児童福祉担当課 A市D保健センター A市福祉相談窓口 F保育園 (A市福祉支援担当課(欠席))	○個別ケース検討会議 ・本児が適切に養育されているか、児相や関係機関の訪問などにより見守っていくこと、父母の養育力の低さを補えるよう、適宜養育に資する助言をしたり、社会資源の利用を促すこと、児童虐待が疑われる状況がある場合については、児相等への通告を検討すること等を共有。 ・F保育園は傷あざの写真を持参し、傷あざがあったことを報告したが、写真の共有は行われなかった。 ○H乳児院の発言 ・本児は常に泣いており、理由は特定できなかったが、3か月くらいから落ち着きが出てきた。 ・外泊中に発熱があったとき、母からどうにもできないため戻したいとの相談があった。 ・養育を地獄だと言っていたときもあった。 ○A市児童福祉担当課の発言 ・過去に3回家庭訪問。電話はつながりにくい。 ○A市D保健センターの発言 ・3月2日に家庭訪問。連絡が繋がらない。 ・出産お祝い金を渡すやりとりでこどもの状態も確認したい。 ○A市福祉相談窓口の発言 ・母から父の休職と養育不安の相談を受けて関与。家計の見直し等をメインに支援している。 ○F保育園の発言 ・「本児に、たんこぶや顔の傷が見られたこと。母からは『おもちゃで遊んでいてけがした、姉にかまれた跡』との説明があった」旨報告。 ・養育力に課題が感じられ、自宅での寝かしつけ等もできていない様子。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和5年5月22日		F保育園	○本児の顔に複数の傷があることを確認する ・母から「右鼻の傷は自分で引っ掻く。右頬のあざは寝返りのときにできたのではないかとのこと。
令和5年5月23日		F保育園	○母から6/10に引っ越しすると聞き取り。 保育園については転園予定とのことであるが、転園はすぐには難しいので通いやすい場所へ転居を勧める。
同日		県D児相 (A市児童福祉担当課)	○A市児童福祉担当課から電話連絡。 保育園から入手した転園の情報について共有。
令和5年5月24日		県D児相 (A市児童福祉担当課)	○A市児童福祉担当課から電話連絡。 転居の情報共有。
同日		F保育園	○母へ転園届を手渡す。
令和5年5月25日		A市児童福祉担当課 (A市保育関係課) (A市福祉支援担当課) (県D児相)	○電話にて関係機関での情報共有。 転居を理由とする退園について、A市保育関係課から関係機関へ情報提供。 ・A市児童福祉担当課には、転居先近隣の保育園等に空きがなかったため、退園ではなく、F保育園に在籍しながら、転園する方法を提示する。 ・父が職場をすでに退職しているため、保育を継続するためには主治医の意見書が必要となる。 ・A市福祉支援担当課へF保育園の近くで転居先を探せないか確認したが、すでに母が入居手続き等を終了しているため変更できなかった。
同日		F保育園	○母が保育園に転園届を提出する。 ・父の保育理由が就労から疾病に変更されており、別の書類が必要であることを説明したところ、転園ではなく退園にすると母が回答する。
令和5年5月26日		県D児相 (A市児童福祉担当課)	○A市児童福祉担当課から電話連絡 ・保育園を退園する旨父母から連絡あり。
同日		A市福祉支援担当課 (B市C児相)	○B市C児相から電話連絡。 ・「本児の保育園退園の話が出ていること、所属先がなくなることはB市C児相として避けたい」とのこと。
令和5年5月29日		F保育園	○本児の顔に複数の傷があることを確認する。 ・母から「右目下部分の内出血は自分でタオルに顔をこすりつけた。右頬のあざは寝返りでぶつける。両目の目やに等は眼科へ受診する予定」とのこと。 ○退園届を受領。
同日		A市D保健センター	○母へ電話連絡するもつながらず。 ○家庭訪問するも不在。
令和5年5月30日		B市C児相 県D児相	○家庭訪問。 ・母体調不良とのことで玄関先で話す。 ・6/6に転居する旨確認。 ・所属については退園したと話す。転居後に本児が環境に慣れてから所属を探す意向。
同日		A市児童福祉担当課 (B市C児相)	○B市C児相から電話連絡。 ・家庭訪問の結果について報告。 ・保育園については、既に退園手続きをしているため、すぐの対応は難しい。今後、保健センターや児相等の訪問で家庭状況を確認しつつ、引き続き、所属を作ることを促していく方針を提案。 ・本日の同行訪問をもって、今後は県D児相が主担当となる旨聞きとる。
同日		A市保育関係課	入園を条件に一時保護解除した経緯があることから、6月末までは退園届は受理せずに退園を保留とする。
令和5年5月31日		県D児相 (A市児童福祉担当課)	○家庭訪問の状況を共有。 ・退園届の状況を確認。 ・入園を条件に一時保護解除した経緯があるため、6月末まで退園を保留する。
同日		A市児童福祉担当課 (A市福祉支援担当課)	○A市福祉支援担当課から電話連絡 ・引っ越しについて、6/5契約、6/6引っ越しと聞いているとのこと。 ・保育園については、F保育園が遠いため、送迎が難しいから、退園する予定と母から聞いているとのこと。
令和5年6月6日	A市内で転居	F保育園	○本児の最終登園日。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和5年6月7日		県D児相	○B市C児相からの移管完了。 ・母からのネグレクトの疑いで関わりを開始する。 ・B市C児相の一時保護等を経て、養育に対して責任を持つ姿勢を見せている。 ・所属の再確保、定期的な訪問ができる社会資源の利用により、養育に資する助言が行われる環境を目標とする。
同日		A市D保健センター	○母へ電話連絡。 ・母から、「すでに引っ越した。保育園はもうやめた。本児はしばらく家で生活する」と説明があった。 ・地区担当がA市G保健センターに変更になることを母へ伝える。
令和5年6月9日		県D児相	○母へ電話連絡。 ・転居済みであることを確認する。 ・6/12に家庭訪問を約束。
同日		A市福祉支援担当課 (県D児相)	○県D児相から電話連絡。 ・転居先住所の確認。
令和5年6月12日		県D児相	○家庭訪問。 父母、本児が在室。 ・室内は片付けられ、ベビーサークルが設置されていることを確認する。 ・本児に目立った外傷は見当たらず、体調不良な様子も見られなかった。 ・保育園入園は送迎が難しいことを理由に検討していないとのこと。 ・所属が確保されていない現時点では関係機関による頻回訪問を実施していくことになると伝える。
同日		A市福祉支援担当課	○転居先を訪問。 ・室内は引っ越しの段ボールが残っていたが、少しずつ片付けているとのこと、見たところ整理整頓もきちんとされているようであった。 ・保育園については、転園手続きにあたって必要となった父の主治医の意見書が間に合わなかったため、退園になったと話す。 ・家の近くに保育園がないため、しばらくは保育園には通わず自宅で過ごさせる予定とのこと。
令和5年6月16日		A市保育関係課 (県D児相)	○県D児相から電話確認。 ・転園する場合は月10日以上登園が必要であり、定員も空きがないため、転園が厳しいこと、退園後に新規となる場合、就労証明書等の書類が必要であり、父母は退園する意向を示していることを伝える。
同日		A市児童福祉担当課 (県D児相)	○県D児相から家庭訪問の状況を電話連絡。
同日		A市G保健センター	○母へ電話連絡。 ・地区担当の変更に伴い、家庭訪問を約束(6/19)。 ・転居してから困っていることはないか尋ねると、小児科専門の病院を知りたいとのこと、訪問時に紹介することとなる。
令和5年6月19日		A市G保健センター	○家庭訪問を実施。 ・本児の体重測定(発育曲線中央)。 ・母の仕事はシフト制だが土日休み。 ・「保育園は入れるなら入りたいが、前の保育園に連れて行くことは無理で、空きを待つ余裕はない」とのこと。 ・父は体調不良で仮眠中。猫2匹飼育、異臭なし。 ・台所ゲートやテレビなどのガード類設置を確認。 ・見る限り傷あざなし。 ・保育園については、母から「昼間預けられたら助かるが、F保育園へは無理」と話し、父も「入れるなら入れたいけど」と前向きな返事があった。
令和5年6月26日		A市G保健センター (県D児相)	○6/19にA市G保健センターが実施した家庭訪問の状況を共有。
令和5年6月30日		F保育園 A市保育関係課	○本児の退園を決定。

日付	本児・家族等の状況	対応機関	対応内容等
令和5年7月6日		県D児相 A市児童福祉担当課 A市G保健センター (A市福祉支援担当課(欠席))	○個別ケース検討会議。 各関係機関の情報共有と役割分担について。 ・継続して安心な状況を確認できるまで、関係機関(県D児相、A市児童福祉担当課、A市G保健センター、A市福祉支援担当課)が連動して頻回に家庭訪問等を継続していく方針を確認する。 ○A市児童福祉担当課の発言 ・保育園入園までのつなぎとして、養育支援訪問事業を案内予定。 ・当該家庭は、通常のケースワークと異なる対応が求められるため、県D児相からA市福祉支援担当課へ定期的な家庭訪問などの協力依頼をしてほしいとの要望があった。 ○A市G保健センターの発言 ・母よりF保育園は送迎ができない、とのことで、近くの保育園の申請をしてもらうよう具体的に働きかける予定。 ・A市G保健センターは7月第2週で家庭訪問予定。
令和5年7月10日		A市G保健センター	○家庭訪問を実施。 ・体重測定。 ・後期乳児健診、予防接種について案内。 ・母は退職し、無職となった。 ・衛生環境は良好であった。 ・父は体調がよくなく、奥の暗い部屋にこもっている。 ・本児の露出している部分に傷あざはない(薄手の半袖半ズボンの着衣)。
令和5年7月11日		A市G保健センター (県D児相)	○7/10にA市G保健センターが実施した家庭訪問の状況を共有。
令和5年7月12日		県D児相	○母へ架電。 7/20に家庭訪問の約束をとりつけ。
令和5年7月13日		A市福祉支援担当課 (県D児相)	○県D児相から電話。 ・毎月固定で家庭訪問は難しいが、半年程度は月1での家庭訪問を予定であることを確認する。
令和5年7月20日		県D児相	○母から入電。 父母とも発熱のため、家庭訪問をキャンセルしたいとのこと。
同日		県D児相 (A市児童福祉担当課)	○家庭訪問のキャンセルについて電話連絡。 ・A市児童福祉担当課と、7/20の家庭訪問をキャンセルした場合、週1回の見守りの枠組みが守れなくなる等について協議した。
令和5年7月21日		県D児相	○母へ電話連絡。 ・母の体調が回復していないとのこと。7/27に家庭訪問を約束。
令和5年7月26日	本児死亡		
令和5年9月27日		県D児相 (A市医療機関)	○本児の医療情報を確認。 ・頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などが確認される。 ・目立った傷痕はなく、腕や足の骨折は見られなかった。
令和6年7月10日	傷害及び傷害致死の疑いで母親逮捕		
令和6年7月31日	母は処分保留で釈放。以降、在宅での捜査が継続された。		
令和7年8月22日	千葉地検は母を不起訴とした		

## 第2章 本事案に対する関係機関の検証について

本事案については、A市及びB市でも、それぞれの検証委員会において検証が行われた。その結果が公表されるため、他団体の検証委員会の詳細については割愛するが、その概要については、以下のとおりである。

県では、それぞれの検証結果を尊重しつつ、これらの内容を参考にしながら、本事案の全体を通して、検証を行った。

### 1 A市の検証について

A市は、A市の検証委員会において、B市から移管を受けてから本児の死亡までのA市の各関係機関の対応について検証を行った。

その結果、

- ・適切なアセスメントと支援
- ・関係機関の情報共有・連携
- ・要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の在り方
- ・児童相談所間のケース移管と情報共有

等に課題があるとの指摘があった。

また、これらの課題に対し、

- ・児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化
- ・家庭に寄り添う支援の実施
- ・要対協の在り方
- ・児童相談所と市関係機関との連携

等の提言があった。

### 2 B市の検証について

B市は、B市の検証委員会において、本児の誕生から県D児相への移管までのB市C児相の対応を中心に検証を行った。

その結果、

- ・自治体間の引継ぎに際しての、安全プランの条件決定
- ・自治体間、関係機関の情報共有の際の状況判断及び連携
- ・提供された情報への対応

等に課題があるとの指摘があった。

また、これらの課題に対し、

- ・評価に基づく安全プランの作成及びそのプランを元にした自治体間での引継ぎ
- ・自治体間、関係機関の適切な連携のための状況の見極め及び関係機関への情報共有
- ・提供された情報への対応と評価の仕方の見直し

等の提言があった。

### 第3章 対応状況と課題

本家庭は転居を繰り返し、本児の一時保護中にも児相の管轄外の市に転居するなど、いわゆる「転居事例」であった。国の児童相談所運営指針では、移管の期限について「転居が確認された時から遅くとも1か月以内にケース移管を完了すること」とされているが、転居から一時保護解除までに相当の時間が経過していたことから、各関係機関のケース移管時期が異なるなど、児童相談所運営指針等の想定を超えた複雑な事案であり、市と管轄外の児相の連携、市の機関同士の連携、そして児相同士の連携など、管轄の違う機関同士での連携、対応が難しい事案であった。また、一時保護を解除して在宅指導とする場合、解除後に状況が急変、悪化する場合もあると言われており、その点でも綿密な情報共有とそれに基づく丁寧な支援が求められる事例であった。

本事例の検証を進めた結果、いくつかの課題が見受けられたが、上記のような事情が背景にあった点も付記しておきたい。

#### 1 傷、あざ等の見立てに関するアセスメント

##### (1) 本児の傷、あざ等の写真について

##### 【対応状況】

- F 保育園では、本児の顔等に傷、あざ等があることを少なくとも計4回把握し、そのうち2回については写真も撮影していた。  
(R5.5.8 写真有、R5.5.15 写真有、R5.5.22 写真無、R5.5.29 写真無)
- F 保育園は、令和5年5月9日に、B市C児相から電話連絡があった際、「前日に本児の顔等に傷、あざ等を発見し、写真を撮影した」旨、報告した。
- B市C児相は、令和5年5月9日の連絡を受け、A市D保健センターに対し、近々の訪問時に本児の生活環境を確認することを依頼した。
- なお、B市C児相は、F保育園からの報告により、当該写真の存在を知ったが、現物を確認していない。このことについて、B市C児相は、ヒアリングにおいて、「保護者の説明では、『本児自ら引掻いた、ベッドについている玩具が落ちて当たってしまった』、と説明していたため、これまでの経過も踏まえてネグレクトの事案として認識をした」と述べている。また、「一般的には保育園などが傷などを見つけたら写真を撮ってほしいと依頼している」、「一般的には、通告のときは、写真を見ている」と述べている。
- A市D保健センターは、B市C児相からの依頼を受け、本家庭の家庭環境を確認しようと、

5月15日及び5月29日に母に架電したが、連絡が付かない等の状況が続いて、確認できなかった。

- F保育園は、令和5年5月18日に開催された要対協の個別ケース検討会議にて、母から、「ベッドについている玩具が落ちて当たってしまった」という話があった旨の報告をした。なお、本児の傷、あざ等の写真については、持参していたものの、それを伝えたか否かを記した記録等はなく、出席者にも写真に関する記憶がないため、実際に写真の存在が共有されたかどうかは定かではない。

#### 【課題等】

- F保育園は、本児らが登園したときに、傷、あざ等があることに複数回気づき、写真を2度撮影している。これらは、アセスメントしていく上では重要な情報であり、記録に残した点は評価できる。
- B市C児相は、F保育園から事前に報告を受け、写真の存在を知っていたが、現物を確認していない。F保育園からの報告が「通告」という形ではなく、すでに継続している事例についての情報提供だったためかもしれないが、B市C児相は、ヒアリングにおいて、「写真を確認すべきだった」としている。
- 児童虐待事案においては関係機関の連携が不可欠であるが、本事案では、一時保護をした児相が、管轄外の機関と連携する必要があった。このため、十分な連携が取りにくかった。
- F保育園から報告のあった、本児の傷、あざ等について、また母親からの説明について、関係機関全体として、十分な注意が向けられなかった。
- 関係機関において、本児の傷、あざ等について十分検討すべきだった。

#### (2) 本児の傷、あざ等に対する見立てについて

#### 【対応状況】

- 県D児相は、令和5年5月18日に開催された個別ケース検討会議において、F保育園から、「長男のたんこぶや噛み痕、擦過傷が見られたが、お母さんに聞いたら『自分で遊んで怪我をした』とか、『長女が長男を噛む』と話していた」、「また、耳の中から出血したような痕を見つけたが、お母さんに聞くと、『自分で搔いた傷ではないかと思うが、私は知らない』と話していた」との報告を受けたとしている。
- この点について、県D児相は、「事前の情報の中で、猫の糞尿で環境が悪いという情報や、

家の中に物が多く幼児を育児するのに不適切という情報はあった」、「そもそも、このケースの入り口が妊婦健診未受診な上、経済的な困窮があり、必要な医療等、こどもにとって必要なことがしてあげられてないのではないか、という主訴であり、基本的に、ネグレクトケースで支援が必要な家庭だ、ということが入り口にあった」としており、身体的虐待という発想に至らなかった。

#### 【課題等】

- これまでの死亡事例等検証で、「家族の変化や虐待の深刻化は援助者の予想を超えて早く進行することも珍しくない（平成 25 年 1 月 第 3 次答申）」、「転居による環境変化などもふまえて改めてアセスメントし、支援の継続を図ること（令和元年 11 月 第 5 次答申）」、「転居を繰り返す家族のリスクは高いという点を理解すること（平成 26 年 8 月 検証報告書）」等が指摘されている。
- 本事案については、「ネグレクト」との認識が前提となっており、令和 5 年 5 月 18 日に開催された個別ケース検討会議において、本児の傷、あざについて、「ベッドについている玩具が落ちて当たってしまった」という母の説明に関する十分な検討が行われなかった。
- なお、本事案における個別ケース検討会議では、事例の引継ぎを行うことを念頭に、B 市 C 児相が主導的な役割を果たしていた。このため、会議の出席者は、B 市 C 児相が把握していた情報を基に議論していた可能性がある。

#### 【参考】初期アセスメントの硬直化バイアス（初期アセスメントにとらわれ、硬直化・固定化させてしまう）について

- こども家庭庁が令和 6 年 9 月 12 日付けで公表した「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 20 次報告」では、「支援機関の関与が、虐待ではなく養護相談や非行相談といった主訴から支援が開始された場合、その相談種別による初期認識が固定化し、その後の支援において虐待の疑いが見られても危機感を高められず虐待対応に切り替えられていないケースなども多く、初期アセスメントを硬直化させてしまうバイアスが、こどもの安全が守られない対応過程の要因の 1 つになっている」と指摘している。

☞ 提言 1

## 2 要保護児童対策地域協議会の意義や重要性についての認識

### (1) 関係機関の認識等について

#### 【対応状況】

- 本家族は、生活困窮を訴えており、A市で福祉支援を受けていた。その際に、家賃が支援の対象となる基準額を超えていることの説明がなされていた。
- B市C児相の記録によると、同所は、令和5年4月13日に、A市福祉支援担当課に対し、本児について、「昨日4月12日に一時保護を解除していると伝え」たとある。また、令和5年5月18日の個別ケース検討会議について、「令和5年4月28日にA市福祉支援担当課へ連絡、5月1日にA市福祉支援担当課から（B市C児相に）電話が入り、欠席を伝えられた」旨の記載がある。
- 一方、A市福祉支援担当課は、A市の検証委員会が実施した書面調査に対し「一時保護されたことや、（保育園入園という）条件付きで解除されたことを知らされていなかった」と回答し、ヒアリングに対し「（5月18日の個別ケース検討会議について）打診された記録もなく、記憶もない（会議自体を認識していない）」と回答している。

#### 【課題等】

- 両者の説明が一致せず、事実関係ははっきりしないが、一般的には、記憶ではなく記録の信ぴょう性が高いと考えられることから、B市C児相の記録を踏まえて検討する。
- 仮に、B市C児相からの連絡があったにも関わらず、担当者が記憶せず、なおかつ、自ら当該児相へ連絡したことを覚えていないとしたら、要対協の意義や重要性について、担当者には十分周知されていない疑いがあり、組織として要対協を重視する姿勢に課題がある可能性が考えられる。
- 特に本件においては、本家族の抱える課題や関係機関の取組方針を把握しないままの転居支援がきっかけで保育園退園につながるなど、本事案発生に影響している可能性があることも考えると、A市福祉支援担当課は、本来業務である経済的問題だけでなく、要対協を重視し、家族の特徴、状況など把握するよう努めるべきだったと考えられる。

### (2) 議事録の作成について

#### 【対応状況】

- 個別ケース検討会議の議事録は、参加者がそれぞれメモを作成し、共有の会議録がなかつ

たために、一部齟齬が生じていた。

- 欠席をした A 市福祉支援担当課には、会議の内容が共有されなかった。

#### 【課題等】

- 協議内容の理解に齟齬があると、事例理解に不一致が生じ、支援において支障を来すことになりかねない。
- 要対協においては、事務局を担う調整機関が会議録の作成や資料の保管等を行う必要があるが、本事案では、その役割を担う A 市児童福祉担当課において共有用の会議録が作成されず、欠席者も含め、会議内容が関係機関に共有されなかった点で課題があった。

☞ 提言 2

### 3 保育所の利用手続きにおける児童虐待予防の視点の重要性

#### 【対応状況】

- 児童虐待の防止等に関する法律は、平成 16 年の改正により、第 13 条の 2（現行法における第 13 条の 3）が追加され、「保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない」と明記された。
- 本事案について、B 市 C 児相は、同条に該当する家庭であると判断し、A 市保育関係課に通知した。
- A 市保育関係課では、令和 5 年 6 月に本家族が F 保育園からの転園手続きを行う際、当該通知によらず、父の要件を就労から疾病に変更するための手続きの案内をし、父の診断書を求めた。父母は、書類を提出せず、退園届を提出した。

#### 【課題等】

- 本家族は、B 市 C 児相が行った児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 3 の通知により保育園の入園要件を満たしていたと考えられるが、A 市保育関係課は、当該通知に基づく対応を行わなかった。
- 本事案のように、特別な支援が必要と判断された家庭に対しては、保護者に寄り添い、手続き上も配慮すべきであった。

☞ 提言 3

#### 4 保護者が求める支援の在り方

##### 【対応状況】

- 令和4年8月10日にB市E区保健福祉センターの担当保健師が、家庭訪問で本児の妊娠について尋ねた際、母は「太っただけです」と言い、妊娠の事実を伝えなかった。
- 本児は、妊婦健診未受診等を理由に、出生後間もない令和4年8月30日から、保育園の入園などの解除の条件が整った令和5年4月12日までの約7か月間、一時保護されていた。
- 母は、令和4年9月14日にはB市C児相に「本当は誰にも関わってほしくなかった。話を聞いてくれるのはありがたいけど、いきなり家に来られたりして、プライベートを監視されているようで嫌だった」、「(本児について) 保護になったことは納得がいかない。なんでこんな大事な時期を一緒に過ごせないんですか。健診未受診だったからって言うけど、気付かなかったから仕方ないじゃないですか。なんで子育てのことに口を出してくるんですか」と話している。
- 母は、フードバンクについては感謝していたが、家計相談については求めなかった。
- 本事案では、本家族の転居に伴い、本児らは、それまで通っていたF保育園に通うことが実質的に不可能となったため、退園となった。
- 保育園退園後の令和5年7月6日の個別ケース検討会議では、保育園の退園により本児らに所属がなくなったことから日々の状況確認が困難になったため、関係機関が連動して頻回に家庭訪問する方針を決定した。
- 令和5年7月6日の個別ケース検討会議の出席者は、県D児相、A市児童福祉担当課、A市G保健センターだった。
- その後、7月10日にA市G保健センターが家庭訪問し、県D児相が7月12日に架電して7月20日の家庭訪問を約束したが、当日、母から訪問をキャンセルしたいとの連絡があり、実施していない。

##### 【課題等】

- 保護者は、B市C児相が行った一時保護に対して不満を抱いており、家庭訪問等に対しても「見張られている気持ちが出て嫌だ」と話すなど、不信感を示していたが、フードバンクなどの提案については支援を受け入れ、自らお礼の連絡もしており、関係機関の全てを拒否しているわけではなかった。
- 一方で、本家庭はネグレクトが疑われており、一時保護を解除して在宅となった場合、B市C

児相は、保育園への通園が必要不可欠と判断していた。しかし、転居に伴い保育園を退園することとなり、養育の困難さはより増したと考えられる。

- 児童虐待の恐れのある家庭では、多様な支援が求められる場合が多く、そのために要対協を通じてネットワークを構築し、各機関がその役割を発揮して多面的な支援をすることが求められる。
- 令和5年7月6日に開かれた個別ケース検討会議では、本家族について、保育園退園によって日常的に本児らの安全確認ができないことが課題とされ、新たに所属ができるまでは、各機関が連動して家庭訪問を継続し、安全確認を行う方針を立てた。
- 本家族に対しては、保育園に代わる支援が必要であったが、家庭訪問は、支援のためというより総じて安全確認が第一の目的となっていたと考えられ、各機関が自らの役割を発揮し、その特徴を生かして支援することにはならなかった。
- 本家族に対して保育園に代わる支援メニューが少なかった事も、課題の一つと思われるが、支援メニューが少なかったとしても、可能な限り多くの関係機関が検討に参加して、どのような支援が出来るか、それぞれの機関が連携して対応すべきだった。

☞ 提言4

## 5 転居事例のケース移管における早期の情報共有

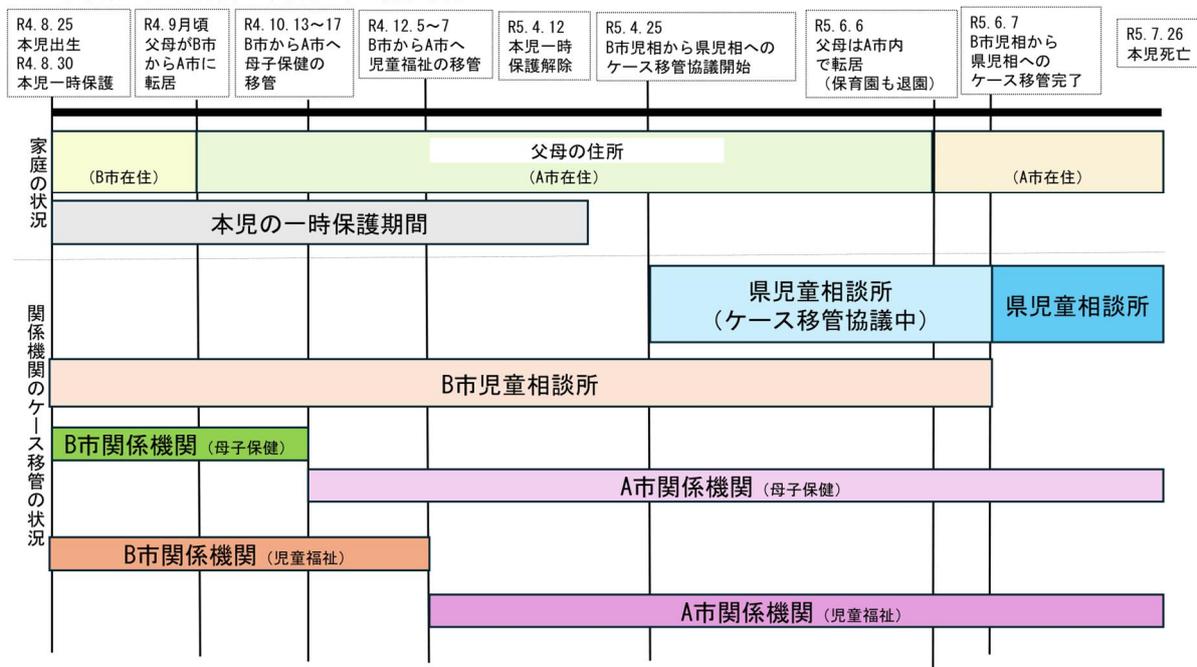
### 【対応状況】

- 本児は令和4年8月下旬に生まれ、家庭に復帰しないまま8月末に一時保護となった。
- 当該家庭は令和4年9月上旬にはB市C児相の管轄エリアから県D児相の管轄エリアに転居した。
- B市E区保健福祉センターは、令和4年10月13日付けで、A市D保健センターへのケース移管の依頼通知を発出し、同年10月17日に、A市D保健センターは収受した。
- B市E区保健福祉センターは、令和4年12月5日付けで、A市児童福祉担当課へのケース移管の依頼通知を発出し、同年12月7日に、A市児童福祉担当課は収受した。
- B市C児相は、令和4年9月頃に本家庭のA市への転居を把握。令和4年12月9日にA市児童福祉担当課が個別ケース検討会議を開催し、B市C児相、A市児童福祉担当課、A市D保健センターで本事案における情報共有を行った。
- なお、12月9日の個別ケース検討会議の開催に当たり、B市C児相は、12月6日に県

D児相に会議への出席を打診した。県D児相は、本児の一時保護を解除しケース移管を行うときにしてほしい旨を回答し、この会議には出席しなかった。

- B市C児相は、一時保護を解除する令和5年4月から、県D児相への移管協議を開始し、5月18日の個別ケース検討会議において関係機関を交えた協議を行ったが、この時点で、既に、本家庭は、A市内の本児が通う保育園から離れた場所への転居が決まっていた。
- 令和5年5月30日に実施したB市C児相と県D児相による本家庭への同行訪問の時点では、本家庭は、本児の保育園の退園手続きを進めていた。
- その後、県D児相は、令和5年6月7日の援助方針会議にて、ケース移管を完了している。

※ 本事案における県、A市及びB市の関わり方



【課題等】

- 児相は、支援している家族の管轄外への転居等により他の児相にケース移管する場合には、国の児童相談所運営指針等に基づき、「移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと」とされており、移管の期限については「転居が確認された時から遅くとも1か月以内にケース移管を完了すること」とされている。
- また、移管後の援助方針については、「移管元の児童相談所の援助方針を継続すること。1か月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること」とされている。

- しかしながら、本家族（父母）は、B市C児相が本児を一時保護してすぐにA市へ転居しており、転居後も一時保護中はB市C児相が関与する必要があったため、運営指針のと通りの対応はできず、移管手続きに関しても、一時保護の動向も含めて独自に計画する必要があった。
- 本事案では、B市E区保健福祉センターとA市D保健センターでは本家族（父母）の転居に伴いケース移管が行われたが、児相間では行われないなど、各機関において、それぞれ異なった時期に、ケース移管を行わざるを得なかった。その結果、B市C児相がA市関係機関と連携して関わるというイレギュラーな状況となった。
- 本事案では、令和5年5月18日に、初めて、移管先となる県D児相も出席する個別ケース検討会議が開催されたが、この頃には、本家庭はA市内での転居を決めており、それに伴い、本児の保育園の退園も考えていた様子が見られる。すなわち、本家庭は、B市からA市に転居しB市C児相がケース移管を検討し始めたときから状況が刻一刻と大きく変わっており、5月18日の個別ケース検討会議の開催の時点では、移管元のB市C児相の援助方針を継続することは難しくなっていたと考えられる。
- 本事案のように例外的な転居事例におけるケース移管に当たっては、児童相談所運営指針等の考え方に関わらず、移管元児相と、移管先の市町村や児相は、可能な限り早期に情報共有を図ることが必要だった。
- 一時保護中であっても、児童の家庭復帰の方向性が示された段階で、移管元児相と移管先児相及び移管先市町村とで、ケース移管を視野に入れた情報共有を開始するなど、それぞれの関係機関がケースに即した柔軟な対応を行うことが必要であった。
- 本事案では令和4年12月9日の個別ケース検討会議の開催の時点から、県D児相が会議に出席し情報共有を図ることも可能だったが、本件は、冒頭でも述べたように、複雑なケース移管を強いられたものであった。関係機関の引き継ぎについては、しばしば「のりしろ型の連携」が言われているように、例外的な事例であることをふまえて、早めに受理して援助方針を議論しても良かったと思われる。

☞ 提言5

## 6 援助方針検討にあたっての会議運営

### 【対応状況】

- 県D児相では、全ケースの進行管理のために、援助方針会議に定期的に諮ることとしている。

- 本事案については、令和5年6月7日開催の援助方針会議に、B市から移管される事案として諮られたが、同会議では、計50件と多数の事案について、検討が行われた。

### 【課題等】

- 児童相談所運営指針では、援助方針会議については、「原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととした全ての事例の援助について検討を行う」、「全ての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要である」とされているが、一方で、「事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける」ことともしている。すなわち、全ての事例について会議で検討することが必要としつつも、事例の内容に応じて柔軟な対応が認められていることを示しており、担当者は、スーパーバイザー等とも協議しながら、注意や協議の必要のあるケースについて見極め、それらが十分に検討されるよう工夫することが求められている。
- このため、例えば、各ケースの進行管理については別途行うこととするなど、援助方針会議では、特に注意や協議の必要のあるケースについて十分な検討が行われるよう、会議運営を工夫する必要がある。
- なお、その際には、係属しているケースについて、十分な協議が必要な事例とそうでないものを、スーパーバイザー等と議論して振り分けする等が考えられる。
- また、グループリーダーや中堅職員、幹部職員が、職員に対して助言・指導を行えるよう、体制を工夫する必要がある。

☞ 提言6

## 第4章 提言（改善策）

本事例を教訓とし、検証から整理した各課題の解決に向け、以下について提言する。本提言を踏まえ、県として、関係各機関とも連携しつつ、早急に対策を実施されたい。

- 1 家庭やこどもの状況が変化することを前提に、初期認識にとらわれず、状況に応じて適宜アセスメントを行うこと。
  - ① 家庭やこどもの状況は常に変化していくものであるから、初期認識を固定化せず、アセスメントが硬直化しないよう留意すること。
  - ② 仮に、当初ネグレクトと判断していたとしても、こどもへの傷、あざなどの情報がある場合は、身体的虐待の可能性も検討するなど、アセスメントを見直すこと。
  - ③ 保護者の説明を鵜呑みにせず、客観的な事実に基づいてアセスメントを行うこと。
  
- 2 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関は、会議の意義や重要性をしっかりと認識した上で、協議会を活用して情報を共有し、支援に生かすこと。
  - ① 調整機関（児童福祉の担当課や室など）は、母子保健、生活保護、学校、保育所等の各関係機関に対し、要対協の意義や重要性について周知を図ること。
  - ② 関係機関は、要対協の意義や重要性を踏まえ、個別ケース検討会議等が開催される場合には、出席するよう努めること。
  - ③ 要対協登録事例については、児相のケース移管のための会議であっても、要対協として開催する場合は、調整機関が責任をもって会議を主催すること。
  - ④ 個別ケース検討会議の開催に当たっては、調整機関が議事録を作成し、関係機関において議事の内容を共有すること。
  
- 3 児童虐待の防止等に関する法律第13条の3に基づく通知を受けた市町村の保育所等の担当部署は、入所手続きの際に本規定を優先的に適用し、支援のための手続きを着実に実施すること。また、児童相談所等は、支援している児童が同条に該当する場合は、当該部署に積極的にその旨を通知すること。
  
- 4 要保護児童等に対する在宅支援においては、常に家族全体を視野に入れた上で、こどもの状況や家族が抱える困難に留意し、要対協に参加する各機関は、自らの機関がどのような支援ができるのかを検討して報告し合い、情報交換・情報共有しながら協力して支援すること。

- ① 困難を抱える家庭に多様な支援を提供するためにも、関係機関は可能な限り個別ケース検討会議等に参加し、支援に加わること。また、要対協調整機関は、それらを集約し、全体として支援のネットワークが機能するよう調整すること。
- ② 家庭の困難に即した支援メニューが見当たらない場合には、民間の活用も含めて、新たな事業を構築するなど、事例に学びつつ積極的に支援のメニューを広げていくよう努めること。
- ③ 支援機関に不信感を抱いている家庭であっても、当該機関は種々の支援を行うことで信頼を得るよう努力することが必要であり、安全確認もそうした取組の中で行うこと。ただし、（家庭訪問を拒否されるなど）リスクが高いと考えられる場合は、躊躇せず安全確認を目的とした当該こどもとの面会等の措置を講ずるべきである。

## 5 ケース移管における早期の情報共有を徹底すること。

- ① 児童が一時保護されている状態であっても、家族が転居した場合は、転居先を管轄する児相に速やかに情報提供すること。
- ② 転居先を管轄する児相は、家庭復帰の可能性のある家庭が転居してきた場合には、個別ケース検討会議等に積極的に参加するなど、可能な限り早期からの情報把握に努めること。
- ③ 児相間のケース移管において、家庭の状況が変化するようなケースに当たっては、移管元の援助方針を踏まえつつ、移管先の児相において、変化に基づいたアセスメントを行うこと。
- ④ 移管先の児相は、ケース移管協議において、移管元の児相から、注意すべき点やケースへの関わり方・立ち位置など、主体的にアセスメントを行うために必要な情報を収集すること。
- ⑤ 特に、家庭の転居や所属の入退園、当初の主訴以外の虐待の兆候など、状況の変化に関する重要な情報については、移管先と移管元で確実に共有すること。

## 6 児童相談所の経験や専門性を生かし、注意等が必要なケースを見極め、受理会議、判定会議、援助方針会議等において十分に検討できるよう、会議運営を工夫すること。

- ① 児童相談所運営指針に立ち返り、各会議の意義や協議すべき内容等について再確認すること。その際には、形式的な文言にとらわれず、その趣旨や真意を十分に理解した上で行うこと。

- ② 各種会議への事例の提出のタイミング、提出の仕方などは、スーパーバイズ機能も生かしながら適宜、適切に行えるよう努めること。
- ③ 特に、例外的な事例、注意や協議の必要なケースについては、十分な検討が行われるよう、会議運営について工夫すること。
- ④ 要対協において、ケース移管協議など重要な事案が協議されるような場合は、可能な限りグループリーダーが出席し、必要な情報の収集に努めること。

おわりに

本事例は、ネグレクトがあるとして支援を受けていた0歳の男児が死亡し、母親が傷害及び傷害致死の疑いで逮捕されたが処分保留で釈放され、不起訴となった事案である。そのため、本児の死亡が虐待によるものとは断定できないが、国通知は、検証の対象について、「地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例についても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合」を挙げており、本検証は、こうした通知をふまえて行った。

また、本事例の保護者は、本児の一時保護中にB市からA市に転居しており、両市とも独自に検証委員会を立ち上げて検証している。国通知は、「複数の地方公共団体が関与していた事例には、事実関係の把握に当たり、関係地方公共団体間での資料提供が必須であり、関係地方公共団体で事前に協議し、円滑な検証実施に向けた協力・連携に努める」と指摘しており、検証に当たっては両市の検証委員会と関係資料を共有した。なお、両市が検証委員会を設置している点もふまえ、本検証で事例の全般について言及しているわけではないことをお断りしておきたい。

本事例の特徴は、今述べたこととも関連するが、家族が転居を繰り返したこと、また、本児の一時保護中の転居であったことで、関係機関の連携や引き継ぎが複雑化し、アセスメントや支援のあり方において支障を来した面があったことなどであろう。それぞれの機関は、精いっぱい努力をしていたが、結果から見れば、さらなる工夫の必要があったと考えられる。各関係機関は、本事例から教訓を引きだし、より効果的な支援が行えるよう努力していただければ幸いである。

最後に、虐待死であるか否かは別としても、幼いこどもの命が失われた事実には変わりはなく、心からご冥福をお祈りして結びとしたい。

千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会  
 児童虐待死亡事例等検証委員会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	役職名	備考
法律	いしかわ ともあき 石川 知明	弁護士	
教育	みやざき あきこ 宮崎 晶子 わたなべ かおり 渡部 香里	千葉県小学校長会副会長	令和7年5月29日まで 令和7年5月30日から
精神科医療	あんどう さきほ 安藤 咲穂	千葉県こども病院精神科部長	
保健・精神 保健福祉	なかいち いくみ 中板 育美	武蔵野大学教授	
臨床心理	なばえ れいこ 難波江 玲子	千葉県公認心理師協会 監事	
地域福祉	ひらかわ しげみつ 平川 茂光 いわせ ひでお 岩瀬 日出夫	千葉県民生委員・児童委員協議会副会長	令和8年2月5日まで 令和8年2月6日から
学識経験者	かわさき ふみひこ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター 顧問	委員長
	おぎそ ひろし 小木曾 宏	東京経営短期大学 特任教授	副委員長

## 検証経緯

### 第1回検証委員会【令和6年9月10日】

- ・検証目的の確認、事例の詳細把握、検証内容及びスケジュールについて

### 第2回検証委員会【令和6年11月12日】

- ・事例の詳細把握、ヒアリングの実施について

### 第3回検証委員会【令和7年7月9日】

- ・ヒアリング結果の検討等

### 第4回検証委員会【令和7年9月3日】

- ・課題の抽出、検討等

### 第5回検証委員会【令和7年11月11日】

- ・課題の抽出、検討等

### 第6回検証委員会【令和8年1月13日】

- ・報告書（素案）の検討

### 第7回検証委員会【令和8年2月9日】

- ・報告書（素案）の検討

### 第8回検証委員会【令和8年3月11日】

- ・報告書（案）の検討

### 千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会【令和8年3月24日】

- ・「報告書（答申案）」審議、議決